

結核健康診断事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項に基づき結核健康診断事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成19年神奈川県規則第29号。以下「細則」という。）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助金額の算定方法)

第2条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、法第53条の2第1項の規定による学校及び施設（政令市及び中核市内に設置される学校及び施設を除く。）の長が行う定期健康診断事業とする。

2 補助金額は次により算定するものとする。

- (1) 補助事業に要する費用の額からその年度における寄附金その他の収入額を控除した額と、別に定める結核健康診断事業補助金交付基準により算出した額を比較し、何れか少ない額を補助基本額とし、この補助基本額に補助率3分の2を乗じて得た額とする。ただし、算定した補助金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (2) 補助事業の対象経費は、補助事業の実施に必要な報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医療材料費）、役務費（通信運搬費、広告費、手数料及び損害保険料）、委託料、使用料及び貸借料、工事請負費、備品購入費及び公課費とする。

(申請書の提出期日等)

第3条 補助金の交付を受けようとする場合は、結核健康診断補助申請書（細則第2号様式）に次の関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 結核健康診断補助申請額明細書（第1号様式）
- (2) 補助事業に係る歳入歳出予算（決算見込）書（第2号様式）又は支出に関する領収書の写し
- (3) 結核健康診断実施成績表（第3号様式）
- (4) 役員等氏名一覧表（第3号様式の2）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地

方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第 4 条 神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第 1 号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第 1 項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第 5 条 この補助金の交付に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受

なければならない。

(4) 前各号に規定するもののほか、細則、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

2 この補助金は精算払いとし、事業完了後に交付するものとする。

(変更の承認)

第6条 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、結核健康診断事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第4号様式）をすみやかに知事に提出しなければならない。ただし、変更承認申請の場合は、第3条に定める書類を添付するものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 実績報告は結核健康診断事業実績報告書（第5号様式）に次の関係書類を添えて、事業完了後すみやかに、又は事業年度の3月31日までに提出しなければならない。

(1) 結核健康診断事業精算額内訳書（第6号様式）

(2) 補助事業に係る歳入歳出予算（決算見込）書（第2号様式）又は支出に関する領収書の写し

(3) 結核健康診断実施成績表（第3号様式）

(4) その他知事が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第 10 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(書類の提出)

第 11 条 細則、規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄保健福祉事務所長（藤沢市内に設置される学校及び施設については藤沢市保健所長、茅ヶ崎市内及び寒川町内に設置される学校及び施設については茅ヶ崎市保健所長）を経由するものとする。ただし、結核健康診断補助申請書（細則第 2 号様式）および申請書添付書類、以外の書類は、県感染症主管課に直接提出することも可とする。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 14 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 28 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 23 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 13 日から適用する。